高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第111号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （指定障害福祉サービス事業者の指定等の申請手続等） | （指定障害福祉サービス事業者の指定等の申請手続等） |
| 第２条　法第36条第１項（法第41条第４項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指定障害福祉サービス事業者（法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定、法第38条第１項（法第41条第４項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指定障害者支援施設（法第29条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の指定又は法第51条の19第１項（法第51条の21第２項において準用する場合を含む。）の規定による指定一般相談支援事業者（法第51条の14第１項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。以下同じ。）の指定（法第41条第１項の指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定の更新又は法第51条の21第１項の指定一般相談支援事業者の指定の更新を含む。）の申請は、国から示された様式例に準じて知事が別に定める様式（以下「国準拠様式」という。）によりしなければならない。 | 第２条　法第36条第１項（法第41条第４項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指定障害福祉サービス事業者（法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定、法第38条第１項（法第41条第４項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指定障害者支援施設（法第29条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の指定又は法第51条の19第１項（法第51条の21第２項において準用する場合を含む。）の規定による指定一般相談支援事業者（法第51条の14第１項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。以下同じ。）の指定（法第41条第１項の指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定の更新又は法第51条の21第１項の指定一般相談支援事業者の指定の更新を含む。）の申請は、別記第１号様式によりしなければならない。 |
| ２　（略） | ２　（略） |
| （指定障害福祉サービス事業者の指定の変更等の申請手続） | （指定障害福祉サービス事業者の指定の変更等の申請手続） |
| 第２条の２　法第37条第１項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更又は法第39条第１項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の変更の申請は、国準拠様式によりしなければならない。 | 第２条の２　法第37条第１項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更又は法第39条第１項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の変更の申請は、別記第１号様式の２によりしなければならない。 |
| （サービス事業所の名称等の変更等の届出手続） | （サービス事業所の名称等の変更等の届出手続） |
| 第３条　法第46条又は法第51条の25第１項若しくは第２項の規定による届出は、変更に係るものにあっては国準拠様式により、事業の再開に係るものにあっては国準拠様式により、事業の廃止又は休止に係るものにあっては国準拠様式によりしなければならない。 | 第３条　法第46条又は法第51条の25第１項若しくは第２項の規定による届出は、変更に係るものにあっては別記第２号様式により、事業の再開に係るものにあっては別記第３号様式により、事業の廃止又は休止に係るものにあっては別記第３号様式の２によりしなければならない。 |
| （指定障害者支援施設の指定の辞退の届出） | （指定障害者支援施設の指定の辞退の届出） |
| 第３条の２　法第47条の規定に基づき指定障害者支援施設の指定を辞退しようとする者は、国準拠様式により知事に届け出なければならない。 | 第３条の２　法第47条の規定に基づき指定障害者支援施設の指定を辞退しようとする者は、別記第３号様式の３により知事に届け出なければならない。 |
| （指定障害福祉サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出手続） | （指定障害福祉サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出手続） |
| 第３条の３　法第51条の２第２項若しくは第４項又は法第51条の31第２項若しくは第４項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出は、国準拠様式によりしなければならない。 | 第３条の３　法第51条の２第２項若しくは第４項又は法第51条の31第２項若しくは第４項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出は、別記第４号様式によりしなければならない。 |
| ２　法第51条の２第３項又は法51条の31第３項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出は、国準拠様式によりしなければならない。 | ２　法第51条の２第３項又は法51条の31第３項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出は、別記第５号様式によりしなければならない。 |
| （障害福祉サービス事業等の開始等の届出手続） | （障害福祉サービス事業等の開始等の届出手続） |
| 第３条の４　法第79条第２項の規定による同条第１項各号に掲げる事業の開始の届出又は法第79条第３項の規定による省令第66条第１項各号に掲げる事項の変更の届出は、国準拠様式によりしなければならない。 | 第３条の４　法第79条第２項の規定による同条第１項各号に掲げる事業の開始の届出又は法第79条第３項の規定による省令第66条第１項各号に掲げる事項の変更の届出は、別記第６号様式によりしなければならない。 |
| ２　法第79条第４項の規定による同条第１項各号に掲げる事業の廃止又は休止の届出は、国準拠様式によりしなければならない。 | ２　法第79条第４項の規定による同条第１項各号に掲げる事業の廃止又は休止の届出は、別記第７号様式によりしなければならない。 |
| （精神通院医療に係る支給認定の申請手続等） | （精神通院医療に係る支給認定の申請手続等） |
| 第６条　法第53条第１項の規定による精神通院医療（政令第１条の２第３号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。）に係る支給認定（法第52条第１項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）の申請並びに法第56条第１項の規定に基づく精神通院医療に係る支給認定の変更の申請は、国準拠様式によりしなければならない。 | 第６条　法第53条第１項の規定による精神通院医療（政令第１条の２第３号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。）に係る支給認定（法第52条第１項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）の申請並びに法第56条第１項の規定に基づく精神通院医療に係る支給認定の変更の申請は、別記第８号様式によりしなければならない。 |
| ２　省令第35条第２項第１号に掲げる医師の診断書は、国準拠様式によるものとする。 | ２　省令第35条第２項第１号に掲げる医師の診断書は、別記第９号様式によるものとする。 |
| ３　知事は、法第54条第１項の規定により支給認定を行ったときは、同条第３項の規定により交付する国準拠様式による医療受給者証とともに国準拠様式による管理票を当該支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者に対して交付するものとする。 | ３　知事は、法第54条第１項の規定により支給認定を行ったときは、同条第３項の規定により交付する別記第10号様式による医療受給者証とともに別記第11号様式による管理票を当該支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者に対して交付するものとする。 |
| （支給認定の申請内容の変更の届出手続） | （支給認定の申請内容の変更の届出手続） |
| 第７条　政令第32条第１項の規定による精神通院医療に係る支給認定の申請内容の変更の届出は、国準拠様式によりしなければならない。 | 第７条　政令第32条第１項の規定による精神通院医療に係る支給認定の申請内容の変更の届出は、別記第12号様式によりしなければならない。 |
| （医療受給者証の再交付の申請手続） | （医療受給者証の再交付の申請手続） |
| 第８条　政令第33条第１項の規定による精神通院医療に係る医療受給者証の再交付の申請は、国準拠様式によりしなければならない。 | 第８条　政令第33条第１項の規定による精神通院医療に係る医療受給者証の再交付の申請は、別記第13号様式によりしなければならない。 |
| （指定自立支援医療機関の指定の申請手続等） | （指定自立支援医療機関の指定の申請手続等） |
| 第９条　法第59条第１項の規定による指定自立支援医療機関の指定の申請は、育成医療（政令第１条の２第１号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）又は更生医療（政令第１条の２第２号に規定する更生医療をいう。以下同じ。）に係るものにあっては国準拠様式により、精神通院医療に係るものにあっては国準拠様式によりしなければならない。 | 第９条　法第59条第１項の規定による指定自立支援医療機関の指定の申請は、育成医療（政令第１条の２第１号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）又は更生医療（政令第１条の２第２号に規定する更生医療をいう。以下同じ。）に係るものにあっては別記第14号様式により、精神通院医療に係るものにあっては別記第15号様式によりしなければならない。 |
| ２　法第60条第１項の指定自立支援医療機関の指定の更新を受けようとする指定自立支援医療機関の開設者等（省令第62条に規定する指定自立支援医療機関の開設者等をいう。）は、育成医療又は更生医療に係るものにあっては国準拠様式により、精神通院医療に係るものにあっては国準拠様式により知事に申請しなければならない。 | ２　法第60条第１項の指定自立支援医療機関の指定の更新を受けようとする指定自立支援医療機関の開設者等（省令第62条に規定する指定自立支援医療機関の開設者等をいう。）は、育成医療又は更生医療に係るものにあっては別記第16号様式により、精神通院医療に係るものにあっては別記第17号様式により知事に申請しなければならない。 |
| （指定自立支援医療機関の変更の届出手続） | （指定自立支援医療機関の変更の届出手続） |
| 第10条　法第64条の規定による指定自立支援医療機関の変更の届出は、国準拠様式によりしなければならない。 | 第10条　法第64条の規定による指定自立支援医療機関の変更の届出は、別記第18号様式によりしなければならない。 |
| （指定自立支援医療機関の業務の休止等の届出手続） | （指定自立支援医療機関の業務の休止等の届出手続） |
| 第11条　省令第63条の規定による指定自立支援医療機関の業務の休止等の届出は、国準拠様式によりしなければならない。 | 第11条　省令第63条の規定による指定自立支援医療機関の業務の休止等の届出は、別記第19号様式によりしなければならない。 |
| （指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出手続） | （指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出手続） |
| 第12条　法第65条の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出は、国準拠様式によりしなければならない。 | 第12条　法第65条の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出は、別記第20号様式によりしなければならない。 |